

都における主な自殺関連施策について（一覧）

所管部	事業名	事業内容	一次 予防	二次 予防	三次 予防	取組方針の 記載有無	大綱 重点施策
青少年・治安 対策本部	不健全図書類の指定	東京都青少年健全育成条例に基づき、青少年の健全な育成を阻害する図書類を指定し、青少年への販売、頒布、観覧を制限する事業	○				2、7
	フィルタリングサービスの告知・勧奨	インターネットの危険性から子供を守るため、保護者等に、フィルタリング機能が付いた携帯電話端末等を推奨し、使用を促進する普及啓発事業	○			○ (P.11)	7
	インターネット、ゲームに関する家庭のルール作り	ネット・ケータイ等の悪影響や過度な没入から青少年を守るため、各家庭での利用に係るルール作りを支援する事業	○				2
	東京都若者総合相談センター「若ナビα」	人間関係の悩みや漫然とした不安、孤独などの相談を継続的に受け止め、解決に向けて助言し、必要に応じて関係機関と連携しながら、悩みや不安の解消を図る事業（18歳以上の若者を対象）		○		○ (P.14)	7
	東京都ひきこもりサポートネット	ひきこもりの状態にある若者やその家族、友人等からの相談に応じ、ひきこもりから脱する方法や支援機関を紹介する事業（義務教育終了後の15歳から概ね34歳の若者を対象）		○		○ (P.14)	7、11
	東京子どもネット・ケータイヘルプデスクの運営	青少年や保護者、学校関係者などが、インターネットや携帯電話に関する各種トラブルについて、気軽に相談できる総合的な窓口「こたエール」の運営事業		○		○ (P.14)	7
総務局	公益社団法人被害者支援都民センターと協働した被害者への支援	都と協働して「総合相談窓口」を設置し、被害者支援に精通した相談員が犯罪被害者等の置かれている状況に応じて必要な情報の提供や支援策を提示し、関係部署と調整を行うほか、警察や裁判所、行政機関などへの付添い、精神科医等によるカウンセリング等を実施		○		○ (P.17)	6、7
生活文化局	多重債務相談の実施	多重債務相談の内容に応じて「東京モデル」を活用し、弁護士会・司法書士会の法律相談センター、クレジットカウンセリング協会、日本司法支援センター、東京都生活再生相談窓口へ確実に繋ぐ取組を実施した。また、特別相談として多重債務110番を開催		○		○ (P.14、15)	7
	相談事業	東京ウィメンズプラザにおける一般相談（DV相談を除く。）、DV相談を実施		○			7

所管部	事業名	事業内容	一次 予防	二次 予防	三次 予防	取組方針の 記載有無	大綱 重点施策
病院経営本部	精神疾患に関するセミナーの開催	小児総合医療センター・松沢病院において、関係機関や一般都民を対象に講演会を開催し、小児精神疾患への普及啓発活を実施 ＜取組例＞ 【児童・思春期公開講座「子供の心セミナー」】(小児総合) テーマ:発達障害を地域で支える テーマ:地域で取り組める発達の気になる子供への療育支援 【都民向けシンポジウム】(小児総合) テーマ:食卓から考える子供のころ 【公開講座】(松沢) テーマ:中高年のための精神保健講座等	○			○ (P.13)	4
	子どもの精神保健相談室	小児総合医療センターの「こころの電話相談室」において、問題の早期発見・早期治療の観点から、本人や家族、学校関係者などが抱える様々な問題について、精神科ソーシャルワーカー・心理職による電話相談を実施		○		○ (P.14)	7、11
	都立病院における精神科医療と救急医療、その他診療科の連携	入院患者に対して身体疾患に合併した精神症状を伴う場合などについて心理的ケアを実施。 また、自殺未遂等により身体疾患で救急患者として搬送されてきた患者に対しても、各診療科医師と精神科医師が連携をとり、必要に応じて精神症状を併発している患者に対応		○		○ (P.18)	8
	自殺対策研修の実施	救急医療と精神科医療の適切な連携、精神科医療の充実など、総合的な自殺予防対策を講じることを目的とし、都立病院において自殺予防対策に関する院内研修・勉強会を実施。また、松沢病院では、多職種チームカンファレンスを週1回程度開催		○		○ (P.18)	4、6、8
産業労働局	貸金業の指導監督	「貸金業法」に基づき、貸金業者の新規・更新等の登録、業務の適正化を図るための指導、立入検査を実施。また、資金需要者や債務者等からの貸金業者に対する苦情相談に対応 東京・第一東京・第二東京弁護士会及び東京司法書士会の協力を得て、弁護士及び司法書士による「貸金被害無料法律相談窓口」を設置し、多重債務者等に対し、面談による法律相談を無料で実施 東京三弁護士会:第二、四 水曜日 東京司法書士会:第一、三 金曜日		○			7
	労働セミナーの開催	都内の労働相談情報センターにおいて、過労死防止やメンタルヘルス対策等に関するセミナーを実施		○			5、12

所管部	事業名	事業内容	一次 予防	二次 予防	三次 予防	取組方針の 記載有無	大綱 重点施策
交通局	ホームドア整備の拡大	新宿線の車両について、転落防止柵としてホームドアを設置	○			○ (P.11)	7
教育庁	自殺防止研修会	都教育委員会や区市町村教育委員会職員等を対象として、若者の自殺防止を専門とする精神科医による講演会を行い、児童・生徒の自殺を未然に防止するための学校の具体的な取組を示すことで資質向上を図る。		○			4
	教育相談事業	都教育相談センターにおける電話相談等を通して、児童・生徒の悩みに丁寧に対応するとともに、自殺を企図する内容の電話があった場合には、対応マニュアルに基づき、できる限り本人を特定した上で、学校、区市町村教育委員会、警察、児童相談所等と連携して、当該児童・生徒に自殺を思いとどまらせるための対応を行う。		○			7、11
	スクールカウンセラー活用事業	全公立小・中・高等学校に、児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有する臨床心理士を、スクールカウンセラーとして、週1回7時間45分、年間35回配置し、児童・生徒や保護者からの相談に応じるとともに、学校教育相談体制の充実を図るなどし、学校全体で自殺防止の取組を推進		○		○ (P.17)	5、11
	臨時指導事務主管課長会	9月1日に18歳以下の自殺者数が多い事実に関する文部科学省による通知を踏まえ、自殺の未然防止について周知・徹底を図る。また、都立学校校長実践研究会、副校長研究協議会、都立学校校長連絡会においても同様に対応		○			2、4
	全ての学校及び教職員への自殺防止の取組についての周知・徹底	都立学校校長連絡会、区市町村委員会指導事務主管課長会、生活指導担当指導主事等連絡会を通して、全ての学校及び全ての教職員に自殺防止の取組を周知・徹底		○		○ (P.17)	2、4、8、 9、11
	自殺防止教育連絡会	児童・生徒の自殺を防止するために、都教育委員会が推進している自殺防止の対策についての理解啓発や、若者の自殺防止に関する専門家からの講演等を通して、校長のリーダーシップによる学校の組織的な取組の徹底を図る。		○			2、4
警視庁	自殺統計	詳細な自殺の原因・動機等の把握による自殺対策強化に資するため、都内の自殺状況について統計資料を作成し、行政機関へ情報提供	実態把握			○ (P.10)	3
	自殺企図者への対応	自殺企図者について、状況に応じ「東京都こころといのちのサポートネット」に連絡し、対応を依頼		○			8
	自殺防止啓発ポスター掲示	自殺防止月間及び週間期間中に、内閣府から配布される自殺防止啓発ポスターを各警察署で掲示	○			○ (P.13)	2

所管部	事業名	事業内容	一次 予防	二次 予防	三次 予防	取組方針の 記載有無	大綱 重点施策
警視庁	自殺するおそれのある行方不明者に関する、適切な行方不明者発見活動	遺書、平素の言動や、その他の事情により、自殺するおそれのある行方不明者について、保護者等から行方不明者届出を受理した場合、それぞれの態様に応じた発見活動を行う。また、他府県所在が判明した場合に円滑に引き継げるよう各都道府県警察との連絡体制を強化		○			7
	相談センター・警察署での各種相談	生活安全相談センターの各種相談業務を通じ、適切な相談対応を実施		○		○ (P.14)	7
	インターネット上の自殺予告に対する措置	インターネット上の掲示板や電子メールを使った自殺の予告や呼びかけ事業に対し、プロバイダ等の協力により発信者を特定し、自殺予告者に対する保護対策を実施	○				7
	自殺遺族への対応	自殺者、自殺者遺族等に関係する業務に従事する場合には、自殺者遺族等の身上を不当に傷つけることの無いように配慮			○		8、9
福祉保健局 医療政策部	自殺統計資料の作成(監察医務院データ)	自殺に関する検案件数の速報値報告により、自殺の発生状況を迅速に把握	実態把握			○ (P.10)	3
	監察医務院からの情報伝達	監察医務院が把握した情報を関係機関により円滑に伝達	○			○ (P.11)	3
	インターネットによる医療機関情報の提供	ホームページ医療機関案内サービス「ひまわり」で、医療機関の検索サービスを提供		○			7
福祉保健局 生活福祉部 (生活支援課)	多重債務者生活再生事業	生活再生への意欲があるにもかかわらず、多重債務で生活困難な状況にある者に対し、相談体制を整備するとともに、必要に応じて資金を貸し付けることにより、多重債務の解決を図り、生活の再生を支援		○			7
	多重債務問題に関する研修の実施	各種相談窓口等の職員に対し、多重債務問題の現状、国及び都の取組み状況を周知し、多重債務問題への取組を推進すると共に、多重債務者の発見・掘り起こしの指導や専門の相談機関・関係機関の紹介を行い、一人でも多くの多重債務者の救済・支援に繋げる。		○		○ (P.14、15)	4、7
	住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業	住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊りしながら不安定な就労に従事する者や離職者等に対して、サポートセンターを設置し、生活支援、居住支援、資金貸付及び厚生労働省等と連携した就労支援等の各事業を実施することにより、生活の安定を促進する。 また、事業対象者のうち、介護職場での就労を目指す離職者について、介護職支援コースを設置し、介護職員初任者の資格を取得する機会の確保や介護関係求人紹介などの支援を実施することにより、生活の安定を図る。		○			7

所管部	事業名	事業内容	一次 予防	二次 予防	三次 予防	取組方針の 記載有無	大綱 重点施策
福祉保健局 生活福祉部 (生活支援課)	いのちの電話事業	援護・育成又は更生の措置を必要とする者等に対し、その独立心を損なうことなく、社会生活を送ることができるように援助を行う社会福祉法人いのちの電話に事業費を補助し、もって社会福祉の向上を図る。		○		○ (P.14)	7
福祉保健局 高齢社会 対策部	見守りサポーター養成研修事業	地域で緩やかな見守りを行うことで、高齢者等の異変に早期に気付き、地域包括支援センターや高齢者見守り相談窓口「つながり(相談・連絡する)」役割を担う人材を育成・確保するため、地域住民を対象に見守りに関する研修を実施する区市町村を支援		○		○ (P.9)	4
福祉保健局 少子社会 対策部	SIDS(乳幼児突然死症候群)対策	子どもを亡くした家族に対して、「SIDS家族の会」と連携を図り、電話相談により精神的支援を行う。また、広報活動により、SIDSの正しい知識を普及		○			7
	要支援家庭の早期発見に向けた取組	母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所・保健センターの個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進		○		○ (P.17)	7
	東京都児童相談センターにおける相談事業	地域を問わず、子育てについて電話で相談できるよう、児童相談センターに専門スタッフを配置し、電話相談を実施		○		○ (P.17)	7、11
	東京都女性相談センターにおける相談事業	緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性及びその者の同伴する児童に対し、生活各般の相談や援助を行う。また、配偶者からの暴力(DV)やストーカー被害に悩んでいる人に対する支援を実施		○		○ (P.14)	7
福祉保健局 障害者施策 推進部	夜間こころの電話相談事業	行政機関等と連絡が付きにくい夜間(準夜帯:17時から22時)に、医学的な知識のある専門職(精神保健福祉士、臨床心理士等)による相談体制を整備し、精神的な悩みに対応		○		○ (P.14)	5、7
	精神科医療地域連携事業	精神疾患患者が地域で必要なときに適切な医療が受けられるよう、地域連携を推進するための協議会を設置するとともに、圏域ごとに地域連携会議を設置し、協力医療機関の確保及び連携のためのツール開発等を行い、精神科医療における地域連携体制のあり方の検証及び整備を図る。		○			6
	精神保健福祉センターの普及啓発事業	・センターのホームページで自殺予防関連の情報提供 ・センター作成の自殺予防リーフレット・自殺総合対策ガイドラインを関係機関の要望に応じて送付 ・自殺対策強化月間にあわせて、センター発行の情報誌の郵送時に封緘紙、メール配信時にリンク貼りなどで、強化月間を周知	○			○ (P.13)	2

所管部	事業名	事業内容	一次 予防	二次 予防	三次 予防	取組方針の 記載有無	大綱 重点施策
福祉保健局 障害者施策 推進部	精神保健福祉センターの 研修	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策研修(精神保健福祉研修・精神保健福祉に携わる関係 機関職員対象) ・精神保健福祉基礎研修・ダイジェスト版「精神疾患の理解と対応 ①」(統合失調症・気分障害)の実施。 ・精神保健福祉研修(後期)「気分障害を学ぶ」の実施 ・管内13区及び島しょでのゲートキーパー養成研修等への研修講 師派遣 ・関係機関主催のゲートキーパー研修等に講師派遣 		○		○ (P.16)	4
福祉保健局 保健政策部	自殺総合対策東京会議	福祉、経済、労働、教育等の関係団体や自殺防止活動を行って いる民間団体、有識者との連携・協働の場として設置し、多角的な 観点から自殺問題に社会全体で取り組むための推進基盤とすると ともに、社会的な取組を着実に推進するための対策や、自殺対策 計画に必要な検討を行う。	基盤整備			○ (P.8)	3
	地域自殺対策強化事業	区市町村及び民間団体が実施する自殺対策強化事業に要する 経費の全部又は一部を、区市町村及び民間団体の事業計画の範 囲内で補助することにより、地域における自殺対策の強化を図る。				○ (P.9)	1、10
	自殺防止！東京キャン ペーン	自殺問題の実態や社会的取組必要性に対する、都民・企業など の理解の促進と協力の推進のため、関係機関と連携した普及啓発 を展開 ○こころといのちの講演会(大学と連携) ○東京都自殺相談ダイヤル特別相談(相談時間を延長)の実施 ○街頭キャンペーンの実施(区市町村と連携) ○各種広報(広報東京都、ホームページ等への掲載)	○			○ (P.13)	2
	「東京都こころといのちの ほっとナビ～ここナビ～」	悩み別の相談窓口や自殺についての基礎知識等、様々な情報を パソコンやスマートフォンから検索できるよう、若年層向けのホーム ページを作成	○			○ (P.13)	2、7
	児童生徒の自殺防止サ ポート事業	都内で営業している事業者(コンビニ)と連携し、自殺する子供を 一人でも減らすための取組として、従業員による、店舗での児童生 徒の自殺防止サポート活動を実施 ・来店した子供への積極的な声掛け ・様子の気になる子供の注意深い見守り ・子供の安全に関わると判断した場合の警察等への通報		○			7、11

所管部	事業名	事業内容	一次 予防	二次 予防	三次 予防	取組方針の 記載有無	大綱 重点施策
福祉保健局 保健政策部	東京都自殺相談ダイヤル ～こころといのちのほっと ライン～	自殺相談専門の電話相談窓口を設置し、自殺の悩みを抱える人の相談に応じるとともに、各分野の専門相談機関と連携し、相談者への積極的な支援を行う。		○		○ (P.14)	7
	こころといのちの相談・支援 東京ネットワークの構築	自殺念慮者や未遂者がその悩みに応じた相談・支援を受けられるよう、関係機関によるネットワークを構築し、各機関の相談先を掲載したリーフレットを作成・配布することで、自殺の未然防止を図る。		○		○ (P.15)	7、8
	保健所での精神保健福祉 相談	都保健所において、こころの悩みやこころの健康について、本人、家族、関係者などからの相談受付		○		○ (P.14)	5、7
	東京都こころといのちの サポートネット	救急医療機関等からの依頼を受けて、医療機関を受診した自殺未遂者を、精神科医療や地域の支援に繋ぐ電話相談窓口を設置し、未遂者を継続した支援につなげ、再企図の防止を図る。			○	○ (P.18)	6、8
	自殺未遂者支援研修	救急医療機関が搬送された自殺未遂者に対して適切に対応できるように、医療スタッフ等を対象に研修を行う。			○	○ (P.18)	6、8
	遺族支援対策事業	遺族が必要とする情報をまとめた「遺族支援リーフレット」の作成など、適切な情報提供を行う。			○	○ (P.18)	9